

## **[事案 2019-308] 新契約無効請求**

・令和2年12月4日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年4月に募集代理店を介して契約した終身保険について、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料払込期間満了後の解約返戻金が既払込保険料を上回ることから、生まれてくる子供の学資（大学進学費用等）に充てることを目的として加入を検討した。
- (2) 契約時に、募集人から、保険料の前納により保険料払込期間が短縮できるとの説明を受けたので、将来、前納により保険料払込期間を短縮するつもりで期間を60歳として加入したが、前納しても保険料払込期間は変わらず、募集人の説明は誤っていた。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、前納について申立人が主張するような説明はしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人が保険料の前納に関心を示していたことは認められるが、募集人は、前納の制度について説明しておらず、申立人が住宅ローンの繰り上げ返済のように、前納によって保険料払込期間が短縮されると誤解したことは、やむを得ないように思える。
- (2) 募集人としては、前納の話が出た場合には制度について説明することが望まれるが、本件のように学資目的という明確な意向（子供の一定の年齢時に資金用途がある）を有していた申立人に対しては、前納について詳しい説明をすることが一層望まれた。